

# 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

コロナ禍における雇用失業情勢等を踏まえた求職者支援訓練における令和5年3月31日までを期限とする特例措置について、以下のとおり見直すこととする。

## 実践コースの訓練期間の認定基準等に関する特例

令和4年度末までの取り扱い

|             |  |
|-------------|--|
| 訓練期間        | <p>【原則】 <u>3か月以上</u> (※) <u>6か月以下</u><br/> <small>(※) 育児・介護を抱える者や在職者等向けの訓練は2か月以上</small></p> <p>【特例】 <u>2週間以上</u> 6か月以下</p>  |
| 訓練時間        | <p>【原則】 <u>月100時間以上かつ</u><br/> <u>一日当たり原則5時間以上</u> (※) <u>6時間以下</u><br/> <small>(※) 育児・介護を抱える者や在職者等向けの訓練は月80時間以上かつ一日当たり原則3時間以上</small></p> <p>【特例】 <u>月60時間以上かつ</u><br/> <u>一日当たり原則2時間以上</u> 6時間以下</p> |
| 付加奨励金の就職率要件 | <p>【原則】<br/>           1万円/人月：<u>35%以上60%未満</u><br/>           2万円/人月：<u>60%以上</u></p> <p>【特例】<br/>           1万円/人月：<u>30%以上55%未満</u><br/>           2万円/人月：<u>55%以上</u></p>                          |
| 就職率による欠格要件  | <p>【原則】 <u>35%未満</u>    【特例】 <u>30%未満</u></p>  |

令和5年度の取り扱い

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 訓練期間        | 令和6年3月31日まで <b>特例延長</b>        |
| 訓練時間        | 令和6年3月31日まで <b>特例延長</b>        |
| 付加奨励金の就職率要件 | 令和5年3月31日の期限到来をもって <b>特例廃止</b> |
| 就職率による欠格要件  | 令和5年3月31日の期限到来をもって <b>特例廃止</b> |

※実施日が特定されていない科目を含む実践コース（eラーニングコース）についても、令和5年3月31日までを期限とする特例措置について、以下のとおり見直す。

- ・訓練時間について、【原則】月80時間以上⇒【特例】月60時間以上とする措置を、令和6年3月31日まで延長する。
- ・訓練期間が2か月以上3か月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満のeラーニングコースを対象とする付加奨励金の就職率要件及び就職率による欠格要件の特例（上記実践コースと同様）は、令和5年3月31日の期限到来をもって廃止する。

訓練の認定基準に係る訓練実施実績の要件の緩和に関する特例

【原則】認定を受けようとする職業訓練（申請職業訓練）の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（※）を適切に行った実績が必要。（※）求職者支援訓練以外の訓練を含む。

【特例】上記の実績の他に、**3年より前に申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の求職者支援訓練を適切に行った実績がある場合も認定可能**とする。

令和5年3月31日の期限到来をもって**特例廃止**

介護分野等の奨励金の上乗せに関する特例

【原則】求職者支援訓練として認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を適切に行った者に対して、認定職業訓練の区分に応じて、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を基本奨励金として支給する。

基礎コース：6万円 実践コース：5万円

【特例】介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官が定めるもの（※）を開始した場合には、**受講者1人につき1月当たり**、以下に掲げる金額を基本奨励金として支給する。

基礎コース：**7万円** 実践コース：**6万円**

（※）企業実習・職場見学・職場体験のいずれかを実施する等（業務取扱要領において規定）

令和5年3月31日の期限到来をもって**特例廃止**

そのうえで、以下の**新たな特例措置を令和6年3月31日までを期限として設ける**こととする。

【特例】介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官が定めるもの（※）を実施した場合には、**受講者1人につき1万円を「職場見学等促進奨励金」として支給**する

（※）企業実習・職場見学・職場体験のいずれかを実施する等（業務取扱要領において規定）

施行期日等

公布日：令和5年3月下旬（予定）

施行期日：令和5年4月1日